

## 知事・副知事への報告の概要

報告日	令和2年3月2日月曜日（副知事） 令和2年3月3日火曜日（知事）
報告者	環境政策課（環境管理運営事務局）
報告内容	滋賀県庁環境マネジメントシステム（EMS）の実施状況
<p>○ 知事、副知事に各取組の平成30年度の実績および令和元年度の進捗状況の概要について報告した。</p> <p>（環境経営会議の開催については、業務見直しにより、平成29年度から知事・副知事への報告および、その報告結果の庁内共有をもって開催に代えることとしている。）</p> <p>1 基本方針に基づく各取組の進捗状況</p> <p>①基本方針1 総合的な環境保全施策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「目標値」は、「各分野別計画における評価等の結果を活用し、第四次環境総合計画における基本目標を総合的に評価する。」としている。</li><li>・ 「平成30年度の実績」としては、環境の各分野の現況や課題、今後の取組を点検・評価し、結果を環境審議会環境企画部会に報告するとともに、滋賀の環境（環境白書）へ掲載し県民や関係機関と共有した。</li></ul> <p>②基本方針2 事業活動における積極的な環境配慮の実施</p> <p>（1）環境負荷を低減した公共事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「目標値」は、「環境配慮指針を活用し、全ての事業で計画、設計、施工の各段階で点検を実施する。」としている。</li><li>・ 「平成30年度の実績」としては、「公共事業における環境配慮指針」に基づき、環境負荷の低減に係る対策を実施するとともに、各段階で環境への配慮事項を点検した。また、自然公園区域内における業務等235件を抽出し、点検状況を確認したところ、全て目標値を上回った。</li><li>・ 「令和元年度の実績見込み」も、平成30年度と同様に取り組んでおり、年度末に発注機関における点検状況を確認する予定である。</li></ul> <p>（2）公共事業における生物環境への配慮の実施</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 「目標値」は、「特に専門性の高い生物環境への配慮を図るため、学識者から指導・助言を求め事業執行に反映。」としている。</li><li>・ 「平成30年度の実績」としては、自然公園区域内における事業など12事業を対象として、アドバイザーから「猛禽類の繁殖時における注意事項」や「貴重種の移植方法」等の環境配慮事項を指導いただき、事業に反映した。</li><li>・ また、全体会議を2回開催し、指導・助言内容や事業への反映状況について審議した。</li><li>・ 「令和元年度の実績見込み」としては、平成30年度と同様、事業ごとに環境配慮事項についての指導事項を事業に反映するとともに、年度末の全体会議において、指導・</li></ul>	

助言内容や事業への反映状況について審議、情報共有を行う予定である。

### (3) 建設廃棄物の再生利用率の向上

- ・ 「目標値」は、コンクリート塊などの再資源化率（国への報告値）となっている。
- ・ 「平成 29 年度の実績」としては、それぞれ目標値を超える再資源化率となった。
- ・ 「平成 29 年度の実績」については、コンクリート塊を除き、目標値を超える再資源化率となった。コンクリート塊で再資源化できなかったものは、現場内で再利用したものであった。

## ③基本方針 3 環境に配慮した庁舎・施設管理や事務活動の推進

### (1) グリーン購入の推進

- ・ 「目標値」として、「物品」「設備」「公共工事」「役務」について、それぞれ削減率等を定めている。
- ・ 「物品」の購入では、印刷物の仕様を満たすためにグリーン購入できないもの（写真の鮮明さが要求されるもの）を除き、100%に近い導入実績となった。
- ・ 「役務」については、食品ロス削減、ワンウェイプラスチック製品の使用削減についての取組が行われるよう売店に要請した。

### (2) 省エネルギー、省資源およびごみの減量化の推進

- ・ 「目標値」として、「温室効果ガス」や「エネルギー使用量」等の令和 2 年度における削減率（平成 26 年度比）を定めている。
- ・ 「平成 30 年度の実績」として、「温室効果ガス」、「エネルギー使用量」、「公用車等燃料使用量」の目標達成には至っていないが、前年度に比べて減少した。また、「用紙購入量」は目標値を達成した。
- ・ 「平成 30 年度の実績見込み」は、新年度に確定予定となっている。
- ・ 引き続き、職員 1 人 1 人が省資源、省エネルギーを意識していくことが必要である。

## ④基本方針 4 環境関連法令等の確実な遵守および環境汚染の未然防止

- ・ 「目標値」は、「適切な環境管理マニュアルの作成率 100%」および「適切な環境汚染事故対応マニュアルの作成率 100%」（今年度追加）としている。
- ・ 平成 30 年度、令和元年度ともに、目標とする 100%を達成している。

## ⑤基本方針 5 職員の環境保全行動の推進

### (1) 職員の環境保全行動の実施

- ・ 職員の環境保全行動実施率は、「平成 30 年度の実績」では 93%に対し、「令和元年度の実績見込み」では 79%となった。
- ・ 平成 30 年度は職員個人にアンケートを実施していたため回答数が 470 と低いことが課題であったが、令和元年度は各所属の G O S 推進員を通じてのアンケートに切り替えられたため、回答数が約 4,500 と大幅に増加したものであり、より正確に職員の環境保全行

動の状況を把握できた。

- ・ 今後、GOSの推進員を通じての研修などを通じ、さらなる職員の意識向上を進めていく必要がある。

(2) 各所属におけるプラスチックごみ削減行動の実施（令和元年度追加）

- ・ 各所属におけるプラスチックごみ削減行動の実施率は100%であり、全所属においてプラスチック製品を「使用しない」「切り替える」「長期間使用する」のいずれかの取組を実施していることを把握した。
- ・ 今後、各所属における取組の内容を充実させていく必要がある。

**3 知事、副知事のコメント**

- CO2 ネットゼロを取組に反映させること。